

2010年6月3日
第3号

📖 国家工商行政管理総局による
「工商行政管理機能の発揮による外商投資企業
発展へのサービスの更なる改善に係わる若干意
見」の公布について

企画部 調査課

2010年5月7日付けで、国家工商行政管理総局は「工商行政管理機能の発揮による外商投資企業発展へのサービスの更なる改善に係わる若干意見」（工商外企字[2010]94号 以下は「意見」と略称）を公布した。同「意見」は、外資企業の増資を奨励し、外資利用構造の最適化を積極的に促進し、外商投資企業へのサービス能力を高め、更に良好な市場環境を構築する方策が述べられており、工商行政管理の方面から外資企業の発展を促進することを図っている。

中国の外資導入実績は2008年にピークに達した後、金額、件数いずれも減少傾向にある。2009年度の実行ベース外資利用金額は900.33億米ドルで、2008年より2.56%減少した。外資企業の新規設立件数について2009年は23,435社で前年より14.83%減少した。引き続き中国投資の魅力を維持し、外資導入を促進するため、今年4月6日付けで国務院は「外資利用業務をより良く行うことに関する国務院の若干意見」¹（国発[2010]9号 以下は「国務院意見」と略称）を公布し、中国政府の外資導入に係わる方針と今後の政策方向性を示した。「国務院意見」の方針に従い、商務部、国家発展改革委員会、国家外貨管理局等関連部門よりそれぞれ外資導入の関連促進政策が公布される見込み²である。

「意見」は、工商管理方面から「国務院意見」方針を反映させるもので、外商投資性会社の集団化企業設立、外商投資サービス企業進出を奨励し、外商投資広告プロジェクトの審査認可権限を省レベル工商部門に授権、外商投資企業登記管理授権範囲を拡大し、中西部地区及び外商投資企業の集中している国家経済技術開発区、ハイテク技術産業区の工商行政管理機関に外商投資企業核準登記権を付与する措置などが主な内容となっている。

¹ 「外資利用業務をより良く行うことに関する国務院の若干意見」については、当行2010年4月21日付けの「BTMU (China) 経済週報」（第8号）のメイントピックスの部分をご参照ください。

² 2010年5月4日付けで、国家改革発展委員会による「外商投資プロジェクトに係わる審査認可権限委譲に関する通知」が公布された。同「通知」によると、「外商投資産業指導目録」の総投資金額（増資を含む）3億米ドル以下の奨励類、許可類プロジェクトについて、従来、国家改革発展委員会の審査認可が必要だったが、「政府審査認可の投資項目目録」が規定する国務院関連部門の審査認可を要するプロジェクトを除き、その審査認可権限を省レベル発展改革委員会に委譲する。

具体的に、「意見」のポイントは以下挙げられる。

一、外資企業増資の促進

「通知」によると、外国投資家が設立した投資性公司(傘型会社)の企業集団化経営を積極的に奨励し、親会社は企業名称に「集団」或いは「(集団)」の名称を付けることが認められており、企業集団の名称に略称を使用することができる。また、子会社が自社名称に企業集団の名称又は略称を使用することができ、一部出資の子会社も企業集団の管理部門の同意を取得すれば、企業集団の名称又は略称を使用することができる。また、債権出資については現時点では国家工商行政管理局よりまだ関連通知が公布されていないが、すでに幾つか個別案件が出ており、「通知」は、このような出資方式を奨励すると強調した。更に、外資企業が出資期限通りに出資できない場合、関連審査認可部門の許可を取得すれば、工商管理部門が企業の出資期限延長申請に基づき出資期限変更登記の手続きを取り扱うと明言したが、実際出資期限延長の審査認可については、商務部、外貨管理局など関連部門への確認が必要となる。

二、外資利用構造最適化の促進

従来、「企業名称登記管理実施弁法」の関連規定によれば、外資持ち株企業の登録資本金が5,000万元以上に限り、会社名に(中国)という文字を使用することが可能であったが、「意見」では、外商投資サービス企業発展を促進するため、登録資本金が3,000万元以上の現代サービス業、ハイテク産業に従事する外資企業が会社名に(中国)の文字をつけることが認められるようになった。また、多国籍企業が機能性機構³及び外商投資サービス・アウトソーシング企業の設立に係わる支援策として、企業名称及び経営範囲において、当該機能の特徴を反映する文字・表現を使用することができると規定している。一方、生産能力が遅れている企業に対しては、登記管理の方面から厳格に制限すると強調した。関連部門との協力を通じて、「両高一資⁴」や、低レベル、過剰生産能力拡大類の企業に対しては、関連変更登記、取消登記及び営業許可証の取消等、工商登記の段階における登記管理を強化する。

三、外資企業へのサービスの更なる改善

³ 多国籍企業により設立された地域本部、R&Dセンター、仕入センター、財務管理センター、決済センター、コスト・利益採算センターなど機構のことを言う。

⁴ 高エネルギー消耗、高汚染と資源性が「両高一資」と呼ばれており、この3つの特徴を持つ業界が「両高一資」業界と呼ばれる。

「意見」の「二十三」では、外資企業登記管理に対する授權範囲の拡大について規定している。中西部地区及び外資企業が集中している国家レベル経済技術開発区、ハイテク技術産業開発区工商行政管理機関に外資企業審査登記権を授權する方針を明記しており、詳細については、今後別途関連通知が公布されると思われる。また、従来、外資広告企業の設立が国家工商行政管理局により登記管理が行われたが、意見の「二十」によれば、外資広告企業関連プロジェクトの審査認可権限を国家工商行政管理局から省レベルの工商行政管理部門に授權されている。登記管理改善の関連内容として、「意見」は、投資企業登記サービス、情報化、登記管理データモニターの分析のレベルアップの関連内容も言及している。

「意見」は、外商投資促進に係わる工商管理方面の指導意見となり、上述のように今後更なる具体策が公布されると思われるので、引き続き関連政策の動向を注目して参りたい。

以下は「意見」の原文と仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p>国家工商行政管理总局关于充分发挥工商行政管理职能作用进一步做好服务外商投资企业发展工作的若干意见 (工商外企字〔2010〕94号)</p> <p>(一) 积极支持外商投资企业集团化经营。鼓励外商投资举办的投资性公司申请组建企业集团。企业集团名称可以有简称。母公司可以在企业名称中使用“集团”或者“(集团)”字样；子公司可以在自己的名称中冠以企业集团名称或者简称；参股公司经企业集团管理机构同意，可以在自己的名称中冠以企业集团名称或者简称。</p> <p>(二) 积极支持外商投资企业以债权增资。积极研究债权出资管理办法，规范出资行为。认真做好外商投资企业出资方式变更登记，经外汇管理部门登记和审批部门批准，积极支持外商投资企业的投资者以其对该企业的债权转增为注册资本。</p> <p>(三) 积极鼓励外商投资设立合伙企业。加强引导，注重配合，提高效率，鼓励具有先进技术和管理经验的外国企业或者个人在中国境内设立合伙企业，增加外商投资企业类型，扩大对外经济合作和技术交流的途径。</p>	<p>国家工商行政管理総局：工商行政管理機能の發揮による外商投資企業発展へのサービスの更なる改善に係わる若干意见 (工商外企字〔2010〕94号)</p> <p>(一) 外商投資企業の集団化経営を積極的に支持する。外商投資により設立された投資性会社の企業集団設立申請を奨励する。企業集団名称は略称を使用することができる。親会社は会社名に「集団」或いは「(集団)」の文字を使用することができる。子会社は自社名称に企業集団名称又は略称を使用できる。一部出資された会社は企業集団管理機構の同意を取得すれば、自社名称に企業集団名称又は略称を冠することができる。</p> <p>(二) 外商投資企業の債権による増資を積極的に支持する。債権出資管理弁法の研究に力を入れ、出資行為を規範化する。外商投資企業の出資方式変更登記を着実にを行い、外貨管理部門登記と審査部門の許可を経て、外商投資企業の投資者が当該企業への債権を登録資本に転換することを積極的に支持する。</p> <p>(三) 外商投資によるパートナー会社設立を積極的に支持する。誘導を強化し、協力を重視し、効率を高め、先進的な技術と管理経験を持つ外国企業又は個人が中国国内でパートナー会社を設立することを奨励し、外商投資企業の種類を増やし、</p>

<p>(四) 积极帮扶外商投资企业缓解出资困难。对已缴付首期注册资本, 无违法记录, 因资金暂时紧张无法按时出资的外商投资企业申请延长出资期限的, 经审批部门批准, 及时为其办理出资期限变更登记。</p> <p>(五) 大力支持外商投资服务业企业加快发展。使用外国(地区) 出资企业字号的外商独资企业、外方控股的外商投资企业, 注册资本达到 3000 万元人民币, 从事现代服务业和高新技术产业的, 可以在名称中间使用“(中国)” 字样。除有特别规定外, 外商投资服务业企业及其授权的分公司可以直接向所在地登记机关申请办理其他经营性分支机构的登记手续。</p> <p>(六) 大力支持跨国公司设立功能性机构和外商投资服务外包产业。跨国公司在华设立地区总部、研发中心、采购中心、财务管理中心、结算中心、成本利润核算中心等功能性机构和外商投资服务外包产业, 可以在企业名称和经营范围中使用能够体现其功能特点的文字表述。</p> <p>(七) 积极服务外商投资企业跨地区转移。加大服务支持力度, 完善登记服务体制, 加强外资登记工作衔接, 对东部地区外商投资企业向中西部地区转移的, 落实首办责任制, 全程跟踪, 积极提供高效率的迁出、迁入登记注册服务。</p> <p>(八) 积极服务边境经济合作区建设。鼓励投资者在边境经济合作区内设立各种类型的外商投资企业。积极引导境内外自然人在区内设立外商投资合伙企业, 明确其经营主体资格, 促进边境经济合作区建设。</p> <p>(九) 积极服务利用外资方式多样化。积极参与外资并购联合审查, 依法规范外资并购过程中的公司登记事项, 在登记注册环节提供优质服务, 积极支持外资以参股、并购等方式参与国内企业改组改造和兼并重组。</p>	<p>対外経済合作と技術交流のルートを拡大する。</p> <p>(四) 外商投資企業の出資困難の緩和に積極的に協力する。払い込み初回登録資本に違法記録がなく、一時的な資金不足で期限内出資が困難となる外商投資企業が出資期限延長を申請する場合、審査批准部門の許可を経て、直ちに当該企業のため出資期限変更登記の手続きを行う。</p> <p>(五) 外商投資サービス企業の加速な発展を大いに支持する。外国(地区) 出資企業の商号を使用した外商独资企業、外資がマジョリティを持つ外商投資企業が、登録資本金が 3,000 万元人民币に達し、現代サービス業とハイテク産業に従事する場合、名称に(中国) との文字を使用することができる。特別な規定を除き、外商投資サービス企業及び当該企業に授權された子会社は、直接所在地の登記機関でその他の経営性分支機構の登記を申請することができる。</p> <p>(六) 多国籍企業による機能性機構の設立および、アウトソーシング産業への外商投資を大いに支持する。多国籍企業が中国国内に地域本部、R&D センター、仕入センター、財務管理センター、決済センター、コスト・利益採算センターなどに係わる機能性機構を設立し、又はアウトソーシング産業に投資する際、企業名称および経営範囲に、その機能特徴を反映する表現を使用できる。</p> <p>(七) 外商投資企業の地域を跨ぐ移転を積極的にサポートする。サービスサポートを強化し、登録サービス体制を改善する。外資登録作業のつながりを強化し、東部地区の外商投資企業が中西部地区に移転する場合、初回受理時に責任分担を徹底し、全フローにフォローし、効率の高い転出・転入に係わる登記サービスを積極的に提供する。</p> <p>(八) 国境経済合作区の建設を積極的にサポートする。投資者による国境経済合作区における各種類の外商投資企業の設立を奨励する。域内外の自然人による区内での外商投資パートナー企業設立を積極的に誘導し、その经营主体資格を明確にし、国境経済合作区の建設を促進する。</p> <p>(九) 外資利用多様化に積極的にサービスを提供する。外資 M&A の連合審査に積極的に参与し、法律に基づき、M&A における会社登録事項を規範化する。登録段階において質の高いサービスを提供し、資本参加、M&A などの方式による外資の国内企業の改造と再編への参与を積極的にサポートする。</p>
--	--

(十) 严格限制落后产能企业。强化登记管理, 积极配合有关部门做好“两高一资”和低水平、过剩产能扩张类外商投资企业的变更登记、注销登记和吊销营业执照工作, 提高经济社会可持续发展能力。

三、着力提高服务外商投资企业发展的能力

(十一) 进一步提高外商投资企业登记服务质量。全面落实“一审一核”制度, 减少审核环节, 明确审查、核准人员的职权和责任, 进一步规范登记行为。对于中央和地方确定的重大外商投资项目的登记注册, 提前介入、专人办理、跟踪服务、尽快办结。

(十二) 进一步提高外商投资企业登记信息化水平。不断完善网上服务功能, 建立健全“授权登记+远程核准+网上申请”的登记模式, 推进外资登记注册窗口前移。逐步实现登记材料网上申报、网上预审、窗口一次性办结, 切实提高外资登记注册效率。大力推进政务公开, 为社会公众提供外商投资企业基本信息查询服务。

(十三) 切实提高外商投资企业登记管理数据监测分析质量和水平。努力提高外资登记管理数据质量, 建立外资登记管理数据综合利用和发布机制, 及时汇总外资市场主体登记管理信息, 加强对外资市场主体登记信息和外商投资企业发展情况的分析, 充分发挥外资市场主体登记管理的公共服务职能作用, 为外商投资企业发展服务。

(十四) 认真执行国家利用外资产业政策。在登记环节, 积极支持外商投资鼓励类产业, 对国家限制外商投资的项目严格把关, 坚持先证后照, 对国家禁止外商投资的项目, 一律不予登记。在监管环节, 依法纠正外商投资企业擅自从事限制类产业的行为, 坚决取缔任何从事禁止类产业的外商投资企业, 切实提高利用外资质量。

(十五) 切实提高外商投资企业出资到位率。加强对外商投资企业股东出资行为的规范管理, 以

(十) 生産能力が遅れている企業を厳格に制限する。登録管理を強化し、関連部門に協力し、「兩高一資」や低レベル、過剰生産能力拡大類の外商投資企業の登録変更、登録取消、営業許可証の取上げをし、社会経済の持続的発展能力を高める。

三、外商投資企業の成長をサポートする能力の向上

(十一) 外商投資企業登録のサービスの質を更に高める。「一審一核」制度を徹底し、審査手順の簡素化、審査者と承認者の責任分担を明確化し、更に登記行為を規範化する。中央と地方政府が決めた重要な外商投資プロジェクトの登録に対し、事前に協力して専任担当者を指定し、フォローサービスし、手続きを速やかに完了させる。

(十二) 外商投資企業の登録情報電子化レベルを向上させる。インターネットサービス機能を改善し、ネット上の「授權登記+遠隔地審査+インターネット申請」登記モデルを全面的に確立し、外資登録窓口の拡大を推進する。申請材料のネット提出、ネット事前審査、窓口一括手続き完了を段階的に実現し、外資登記の効率を着実に向上させる。政務公開体制を推進し、社会の大衆に外商投資企業の基本情報検索サービスを提供する。

(十三) 外商投資企業の登記管理データへのモニターの質とレベルを着実に向上させる。外資登記管理データの的確性を高める。外資登記管理データの综合利用と公表メカニズムを確立し、外資市場主体の登記管理情報を速やかに纏め、外資市場主体登記情報及び外資投資企業発展状況への分析を強化する。外資市場主体登記管理の公共サービス機能を十分に発揮し、外商投資企業の発展にサービスを提供する。

(十四) 国家の外資利用産業政策を着実に執行する。外資登記の面で、外資の奨励類産業への投資をサポートし、国家の制限類項目への投資を厳格に審査する。「先証後照」(産業参入許可書を取得した後営業許可書を取得できること)原則を堅持し、国家禁止類外商投資項目に対し例外なく登記をしない。監督管理の面で、法律に基づき外商投資企業の制限類産業への無断参入を是正し、禁止類産業に参入したすべての外商投資企業を取り締まり、外資利用の質を着実に高める。

(十五) 外商投資企業出資の達成率を着実に高める。外商投資企業株主の出資行為への規範化管理

首期出资为重点,规范出资行为,建立出资提示、出资催缴、出资公示制度,督促出资人落实出资责任、履行出资义务、提高出资信用。

(十六) 进一步提高外商投资企业年检效能。推行外商投资企业分类年检,对重热点行业以及信用等级较低的外商投资企业加强审查;对守法经营、无不良记录的外商投资企业简化年检手续,建立守法经营激励机制和违法经营惩戒机制。进一步完善外商投资企业年检汇总报告制度,强化对年检信息的整理分析,准确掌握外商投资企业的动态情况。

四、努力营造良好的市场环境

(十七) 切实维护公平竞争的市场秩序。进一步强化竞争执法,继续深入开展打击“傍名牌”等专项竞争执法活动,严肃查处侵犯外商投资企业权益的不正当竞争案件。加强对外商投资企业知名字号的保护,制止擅自使用知名字号从事不正当竞争的行为。依法严厉查处垄断、不正当竞争案件,营造公平竞争的市场环境。

(十八) 努力营造和谐的消费环境。进一步强化消保维权工作,认真开展打假维权专项执法行动,依法严厉查处销售假冒伪劣商品等违法行为,切实保护消费者和外商投资企业合法权益。积极引导外商投资企业建立健全消费纠纷和解等消费维权自律制度,及时化解消费争议,自觉履行维护消费者合法权益的社会责任,提升企业声誉,树立良好企业形象。

(十九) 积极引导外商投资企业提高商标注册、运用、保护、管理能力。有效保护外商投资企业商标权,继续加快商标注册审查,加大商标权保护力度。建立健全与外商投资企业的沟通渠道,指导帮助外商投资企业开展商标保护工作。依法公正裁决涉外商标评审案件,切实维护境外当事人的合法商标权益。对涉及有利于利用外资推动我国科技创新、产业升级、区域协调发展的商标评审案件,可以根据案情需要提前审理。

を強化し、初回の出資を重点として、出資行為を規範化し、出資提示、出資催促、出資公示制度を確立し、出資者が出資責任と義務を着実に履行することを促進し、出資信用を高める。

(十六) 外商投資企業の年度検査の効果を着実に高める。外商投資企業の分類年度検査を押し広め、重点或いは注目される業界及び信用グレードが低い外商投資企業に対し審査を強化し、法律を守り、不正経営記録のない外商投資企業に対し年度検査手続きを簡素化し、法律遵守経営奨励メカニズムと懲戒メカニズムを確立する。外商投資企業の年度検査に係わる総括報告制度を改善し、年度検査情報に対する整理分析を強化し、外資投資企業の最新動向を的確に把握する。

四、良好な市場環境を育成

(十七) 公平競争の市場秩序を守る。法律の執行を強化し、ブランドの模倣品・海賊版等の取り締まり活動を引き続き強化し、外商投資企業の權益を損なう不正競争行為・企業を厳しく検査し、処罰する。外商投資企業ブランドの保護を強化し、ブランドへの無断利用を禁止し、法律に基づき独占・不正競争行為を取り締まり、公平競争の市場環境を育成する。

(十八) 調和の取れた消費環境の育成に力を入れる。消費者權益への保護を強化し、コピー商品・海賊品等の取り締まり活動を展開し、コピー商品・海賊品を販売する違法行為を厳格に取り締まり、消費者及び外商投資企業の合法的權益を着実に保護する。外商投資企業が消費者紛争和解等消費者の原理を保護する自律的な制度を構築するように指導し、消費者紛争を速やかに解決し、消費者の合法的權益を保護する社会的責任を積極的に履行し、企業の信望を高め、良好な企業イメージを作る。

(十九) 外商投資企業の商標登録、運用、保護、管理能力を高めるように誘導する。外商投資企業の商標権を有効に保護し、商標登録審査を引き続き加速し、商標権の保護に力を入れる。外商投資企業との交流ルートを確立、改善し、外商投資企業の商標保護を指導する。法律に基づき、外資にかかわる商標の評議審査案件を公正に裁決し、国外当事者の合法的商標權益を着実に保護する。外資の利用を通じて中国の科学技術創造革新、産業高度化、地域協調発展等に有利な商標審査案件に対して、案件の内容によっては、繰り上げて審理できる。

(二十) 进一步提高行政许可效率。创新机制手段, 提高办事效率, 规范食品流通许可。授权省级工商行政管理局进行外商投资广告企业项目审批, 完善审批规定, 建立备案制度, 推行格式化审批, 加强外商投资广告企业项目审批工作的指导和监督检查。积极配合有关部门做好外商投资汽车销售企业相关审核工作, 支持外商投资汽车销售企业发展。

(二十一) 积极促进广告业健康发展。支持外商投资广告企业发挥管理、技术、人才等方面优势, 促进广告业发展; 引导外商投资广告企业承担社会责任, 参与公益广告活动, 为提升我国公益广告水平做贡献。继续深入推进广告市场整治工作, 进一步加大对损害消费者和外商投资企业合法权益的虚假违法广告的查处力度, 切实维护文明诚信的广告市场秩序。

(二十二) 积极发挥行政指导作用。在严格依法行政的基础上积极发挥行政指导的作用, 采用建议、辅导、提醒、规劝、示范、公示等方式, 提高行政指导效果。注意把握行政处罚和行政指导的统一, 引导外商投资企业诚信守法、规范经营, 努力营造和谐的外商投资企业监管执法环境。

五、加快完善服务外商投资企业发展的体制机制

(二十三) 进一步扩大外商投资企业登记管理授权范围。根据实际需要, 积极支持授予中西部地区工商行政管理机关和外商投资企业相对集中的国家级经济技术开发区、高新技术产业开发区工商行政管理机关外商投资企业核准登记权, 方便外商投资企业就近办理登记手续, 积极服务外资向中西部地区转移和增加投资, 促进区域经济协调发展。

(二十四) 进一步完善外商投资企业监管长效机制。充分发挥外资授权登记和属地监管的双重优势, 切实落实属地工商行政管理机关的监管职责, 加强外商投资企业属地监管, 促进外商投资企业

(二十) 行政許可の効率を更に向上させる。体制および施行方法の刷新により作業効率を向上させ、食品流通許可を規範化する。外商投資広告企業に係わるプロジェクトの審査認可を省レベルの工商行政管理局に授権し、審査・認可規定の改善および届出制度の確立を推進し、フォーマット化審査制度を実行することを通し、外商投資広告企業に係わるプロジェクト審査における指導および監督検査を強化する。関連部門に協力し、外商投資の自動車販売企業に関する審査認可を行い、外商投資自動車販売企業の発展をサポートする。

(二十一) 広告業の健全な発展を促進する。外商投資広告企業の管理、技術、人材など優位性を持つ特性の発揮を支持し、広告業界の発展を促進する。外商投資広告企業に対し社会的責任を担い、公益広告活動に参加し、公益公告のレベルアップに貢献するよう導く。広告市場に対する整理・整頓を引き続き展開し、消費者や外商投資企業の合法的な權益に損害を与えた虚偽違法広告への処罰に力を入れ、文明的かつ信用がある広告市場秩序を適切に維持する。

(二十二) 行政指導の役割を積極的に発揮する。法律に基づき厳格に行政を執行する基礎にたって、積極的に行政指導の役割を発揮し、提案、指導、注意、忠告、示範、公示などの方式を採用し、行政指導効果を高める。行政処罰と行政指導の統一を把握するように工夫をし、外商投資企業が誠実に法律を遵守し、経営を規範化するよう導き、調和な外商投資企業の監督管理法律執行環境を育成する。

五、外商投資企業の発展サービス体制の改善を加速

(二十三) 外商投資企業の登記管理の授権範囲を更に拡大する。実際の需要に基づき、中西部地区の工商行政管理機関、外商投資企業が集中している国家レベル経済技術開発区、ハイテク技術産業開発区の工商行政管理機関に外商投資企業承認登記権を授権し、外商投資企業が最寄りの工商部門に登記できるように便宜を図り、中西部地域への外資移転や増資を積極的にサポートし、地域経済の協調した発展を促進する。

(二十四) 外商投資企業監督管理の持続的で有効なメカニズムを更に改善する。外商投資授権登記と地元監督管理の二重優位性を十分に発揮し、地元工商行政管理機関の監督管理責任を明確化す

<p>守法经营、健康发展。</p> <p>(二十五) 切实提高外商投资企业监管执法统一性。依法实施监督管理，正确行使自由裁量权。建立外商投资企业投诉受理工作机制。主动联系外商投资企业协会、工商登记联络员协会等组织，认真听取外商投资企业的意见和建议，依法处理外商投资企业反映的问题，切实维护外商投资企业合法权益。</p> <p>(二十六) 进一步加强部门协调配合。加强与有关部门的沟通协调，及时解决外商投资企业审批登记工作中出现的新问题。加大与相关部门的信息交流，形成服务外商投资企业健康发展的合力。</p> <p style="text-align: right;">国家工商行政管理总局 二〇一〇年五月七日</p>	<p>る。外商投資企業の地元監督管理を強化し、外商投資企業の合法的な経営と健全な発展を促進する。</p> <p>(二十五) 外商投資企業監督管理の法律執行の統一性を着実にレベルアップする。法律に基づき監督管理を行い、自由裁量権を正当に使用する。外商投資企業のクレーム受理体制を確立する。外商投資企業協会、工商登記連絡員協会等の組織に能動的に連絡し、外商投資企業の意見や提案を真摯に聴取し、法律に基づき外商投資企業がフィードバックした問題を処理し、外商投資企業の合法的な権益を着実に維持する。</p> <p>(二十六) 部門間の協調・協力を強化する。関連部門との意思疎通と調整を強化し、外商投資企業登記の審査認可に遭遇した新たな問題を早急に解決する。関連部門との情報交換を強化し、外商投資企業の健全な成長をサポートする相乗効果を形成する。</p> <p style="text-align: right;">国家工商行政管理総局 二〇一〇年五月七日</p>
--	---

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext.233
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯豐大厦20階 照会先：張亜秋 TEL 021-6888-1666 ext. 4250